

京都府地球温暖化対策推進計画(中間案)に対する府民意見募集の結果

- 1 意見募集期間 平成 23 年 3 月 14 日(月)～4 月 10 日(日)まで
- 2 意見提出件数 10 個人・2 団体／68 件
- 3 意見の趣旨及びこれに対する府の考え方

項目	意見の要旨	府の考え方
全般事項	電化製品のエコポイントやリサイクルばかりでなく、建築物対策や緑化、エコドライブ等、現実的な内容が増えており良くなった。	今後とも、地球温暖化対策の充実に向け政策を充実させていきたいと考えています。
	幅広い分野にわたり施策が検討され担当部署や担当の皆様のご苦労がわかる。	
	京都府民及び京都府に関わる全ての者をこの「重要計画」に巻き込むことができるよう、誰でもが読みやすく、理解し易く、印象に残るような構成や記述になるよう工夫願いたい。	ご意見を参考にさせていただき、分かりやすい計画となるよう、概要版などの作成を通じて工夫いたします。
東日本大震災関係	地震で原発 2 つが使い物にならなくなると信号機まで停電になる状況である。電力を消費しすぎない根本的な対応が必要である。	東日本大震災により被災された方々に対し心からお見舞い申し上げます。 この震災は、これまでのエネルギーの調達や使用のあり方に大きな課題を投げかけました。 今後は、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーへの取組がますます重要になってくると考えています。 ご意見を踏まえまして、全般的に再生可能エネルギーの導入や省エネ対策に係る取組を強化しました。
	今回の東北大地震は石油資源に基づく現代文明や社会生活と大警告を発したと考える。現在の商工業社会や家庭生活、いわゆる現代文明を大いに見直す必要がある。これまでの温暖化防止諸活動の延長でなく、別の切り口の考え方が必要となる。	
	家庭部門では温暖化対策推進計画の中に、震災に強い体質「エネルギー自給体制の確立」という視点を含ませてはどうか。 例えば、オール電化（停電に弱い）より再生可能エネルギーと化石燃料(天然ガスなど)の併用（個宅毎に複数エネルギーによる自給体制）など。	
	京都府の「防災と安全」についても、新たに計画案に盛り込んではどうか。 重大事故が万が一にでも発生すれば「温暖化対策推進計画」は頓挫します。安全に関わる想定可能な範囲での対策の推進も新たに検討願いたい。「府民の安全」＝「京都府の力」だと思っている。	
	本計画全般において東日本大震災を踏まえ、削減目標値及びその達成時期、現状と課題、温室効果ガスの将来推計、削減施策など	

		<p>を抜本的に見直すべきである。</p> <p>震災は、大規模排出事業者だけでなく、中小事業者の事業活動にも影響を及ぼしており、京都府だけでなく関西経済そのものの形態（各部門の排出量比や事業者比率）が変わることが予想されることから、本計画は、それらを踏まえたものとすべき。</p> <p>震災を踏まえた将来予測に見直し、その上で事業者に対しどのような内容の制度を求めるとの、再度、検討すべきである。</p> <p>温室効果ガスの排出量削減計画1990年比2010年まで10%削減は関西電力（原子力普及拡大）の排出係数の削減比の貢献度によるところが大きく、今回の原子力発電事故に伴い今後益々原子力発電への普及拡大が厳しくなることが予想される。</p> <p>2020年度までの25%（年率1.5%相当）削減は条例としては極めて厳しく、京都府下の「持続可能な社会実現との調和」が取れているのか再考・審議を頂くことを提案する。</p>	<p>ます。</p> <p>CO₂排出削減に向けた取り組みの推進は継続しつつ、国のエネルギー政策等の動向に対応し、目標達成に向けて着実に進んでいけるよう柔軟かつ効果的な施策展開を図ります。</p>
I	はじめに	<p>1 計画策定の趣旨</p> <p>“国内排出量取引制度、固定価格買取制度、環境税制などの施策や関西広域連合等の広域的な施策についても計画に織り込む”とあるが、国内排出量取引制度は施策の具体的な内容が固まっておらず、温室効果ガスに有効な手段であると確認されているものではない。また、中間案にも具体的にこれらの施策をどのように活用するのか、明らかにされていないため、中間案から記載を削除すべき。</p>	<p>京都版CO₂排出量取引制度については、地域の実情に即し、国の制度との整合も図りながら、社会全体で温室効果ガス排出量の削減につながる制度としていきたいと考えています。制度の構築に当たっては、平成20年度から実施している京都エコポイントモデル事業における知見やノウハウ等も有効に活かし、多くの事業者等が参加できる仕組みを創っていきたいと考えています。</p>
	5	<p>計画の策定手法</p> <p>バックキャストで2020年の社会の姿及びCO₂排出量目標値を定められたことは可とするが、これは府全体値であり、今後10年にわたる間に、府内北部、中部、南部において特徴的な変化が起こってくることは十分予測できる。</p> <p>単年度及び中期的見直しはアクションプランで具体的に見直していくのだと思うが、推進計画でももう一步踏み込んで2020年度各3地域の有様と重点課題及び排出量目標の予測まで入れるべき。</p>	<p>今回の中間案のポイントとして、地域別施策の重点事項として、地域別排出量とその特性を踏まえた施策の重点事項をお示したところです。</p> <p>各市町村等と連携し、各地域で最も効果が上がるように施策を展開していきたいと考えています。</p>

		「バックキャストイング手法」の用語は判りにくいので、「手法の利点等」の解説を付記いただきたい。	バックキャストイング手法について、手法の特徴や利点がより判りやすいように記述を一部改めました。
II 京都府の地球温暖化対策の推進状況 地球温暖化対策の現状と課題	1	環境マネジメントシステム（EMS）の導入件数が普及目標を大幅に超えたのは大いに評価できる。	環境マネジメントシステムの普及は事業者の温暖化対策の推進に大変有効であり、京都地域に多い中小企業を意識しつつ、今後も普及促進に努めて参りたいと考えています。 また、ISO 14001 や KES だけでなく、エコアクション 21 等の環境マネジメントシステムについても、企業の環境管理の推進に有効なものであると考えています。
		事業活動に関する対策について、京都 KES の記述があるが、環境省「エコアクション 21」の記述がない。京都府環境課は、ISO 14001 に準じる環境省「エコアクション 21」の認定取得を指導しようとする意識が全く欠けている。全く周知されていないほか、自治体職員は「エコアクション 21」を知らない。	
		環境マネジメントシステムの導入に対し、益々の支援強化をお願いしたい。	
		企業には体質改善の新しい知恵が必要であり「KES 等」の手法を上手に活用すれば必ず見返りがあることを経験している。	
	2	大規模排出事業者等を対象とする事業者排出量削減計画・報告・公表制度を実施した結果、温室効果ガス排出量が削減されたと記載されているが、温室効果ガスの削減は制度の導入によるものではなく、あくまで大規模排出事業者等の自助努力によるものであるため、その旨の記載内容に見直すべき。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。
3	「建築物に関する対策」および「電気機器等に関する対策」の内容をまとめて「建築物・設備機器に関する対策」としてはどうか。建築物と設備機器は相互に関連することが多いため、1つの項目にまとめた方が分かりやすい。	当計画では、主に「建築物に関する対策」では建物自体と全体的な空調設備について、「電気機器等に関する対策」では消費者が販売店で購入するような電気製品やガス製品等についてと分けています。	
京都府内の温室効果ガス排出量	2	温室効果ガスの主な減少要因について、産業、業務、家庭の各部門における省エネ努力や、事業者等の省エネ行動によるものとされているが、省エネだけでなく、CO ₂ 排出量の少ないエネルギーを選択した結果も含まれていると考えられるので、省エネに加え、省CO ₂ への取り組みも併せて記載すべき。「省エネ・省CO ₂ 努力」と記載してはどうか。	温室効果ガス排出量の削減のためには、様々な主体において実施可能な取組を総合的に実施する必要があります。 当計画では、省エネの他に、CO ₂ 排出量削減の面で優れている再生可能エネルギーの普及促進を図ることとしています。
	3	家庭部門、産業部門及び業務部門において、	

	京都府の地球温暖化対策の課題	<p>省エネ機器の導入を促進する必要があるとしているが、東日本大震災による事業者への影響を踏まえた上で、2020年に25%削減という高い目標を達成するためには、省エネより一歩進み、低炭素なエネルギーへの転換も含めて考えるべきで、“省エネ・省CO₂機器の導入”とすべき。</p> <p>京都府の地球温暖化対策の課題として5点挙げているが、p3の記載「本庁舎の温室効果ガス排出量については、目標である20%削減（同）に対して、17.1%の削減に止まっております。目標達成に向けて更なる取組の強化を図っています。」を踏まえると、率先垂範の観点から府事務事業からの温室効果ガスの一層の排出削減が課題であることを6点目に追加し、明確に位置づけるべき。</p>	
		<p>2020年度の府の本庁舎での削減成果はまだ集計中です。</p> <p>府としては、一事業者としてのみならず、条例での率先垂範規定も踏まえ、一層の取り組み強化を図っているところです。なお、府の事務事業に係る取組については、別途、計画を策定するほか、結果を公表していくこととしています。</p>	
III	1 京都府内の温室効果ガスの将来予測	<p>将来の経済想定において、『第2次産業については、省エネ、太陽光などの再生可能エネルギー、蓄電池、ナノ素材など京都企業が優位性を持つ環境関連分野の製造業が成長しますが、第2次産業全体としての成長率は低位となっています。』と記載されているが、雇用や税収の観点からも第2次産業を維持・発展させることは行政の役割であり、このままだと、府はものづくり産業の支援をしないという誤ったメッセージを府民に発信することになるのではないかと懸念されている。</p> <p>事業者・府民が本計画の各施策が現実的であると認識するため、東日本大震災の影響を踏まえ、表6において「平成32年度に実現すべき水準」と「対策効果」の値の算定根拠を明らかにすべき。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、誤解を招かないような表現に修正いたしました。</p> <p>「実施すべき水準」については、各「対策項目」について国立環境研究所モデルで設定された効率向上率を踏まえ、京都府での現状に合わせて設定したものであり、「対策効果」は、その対策による削減効果を試算したものです。</p>
IV	1 目的達成のために実施すべき対策及び施	<p>対策項目と対策効果についての記載において、「(注1) 効率向上の割合は、国立環境研究所のモデルに準拠した機器等の環境性能の改善度及び当該機器等の普及率予測をもとに算出した推計値である。」とある。</p> <p>中間案の全体を通じ、なぜ、この部分のみ国立環境研究所の対策項目と推計値を用いているのか。府は条例で様々な温室効果ガス削減対策（総合評価制度、京都版CO₂取引制度等）を実施することとなっており、その項</p>	<p>日本国全体の削減目標や排出実績の算定に当たっては、国立環境研究所モデルが用いられており、本府における算定においてもこれと整合性のある手法とする必要があると考えています。</p> <p>なお、本推進計画の表6で掲げた「対策項目」や「平成32年度に実現すべき水準」は、府条例の各施策はもちろん、国、関西広域連合、市町村の施策や、府民や事業者の自主的取組によっ</p>

策の
推進

<p>目との整合をとるべき。</p> <p>表6で条例の各対策の実施による定量的な削減効果を府民に対して示すべき。更に、この表は全て府として実施する対策なのかが不明であり、国の対策や市町村の対策も含めての記載であれば、責任箇所が分かるようにすべき。</p>	<p>て期待される効果も含まれています。</p>
<p>家庭・業務部門で、省エネ機器による対策効果を挙げているが、低炭素なエネルギーへの転換も含めて考えるべきであり、“省エネ・省CO₂機器”とし、省CO₂機器の効率や普及台数も含めて対策効果を算定すべき。また、大型設備を扱う産業部門においても、省CO₂機器の採用を踏まえて考えるべき。</p>	<p>温室効果ガス排出量の削減のためには、様々な主体において実施可能な取組を総合的に実施する必要があります。</p> <p>当計画では、省エネの他に、CO₂排出量削減の面で優れている再生可能エネルギーの普及促進を図ることとしています。</p>
<p>家庭部門における給湯の対策において、主な対策に「ヒートポンプ給湯器普及等」と記載されているが、「ヒートポンプ給湯器の普及（＝電化の普及）」を京都府が促進しているように見える。業務部門と同様「高効率給湯器の普及等」と記載すべき。</p> <p>また、32年度までに実現すべき水準が、家庭全体で現状比24%効率向上となっているが、何に基づいているのか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「ヒートポンプ給湯器普及等」と「高効率IHヒーターの普及等」については、「高効率給湯器の普及」等に修正しました。</p> <p>なお、「実施すべき水準」については、各対策項目について国立環境研究所モデルで設定された効率向上率を踏まえ、京都府での現状に合わせて設定したものです。</p>
<p>業務部門における厨房の対策において、主な対策に「高効率IHヒーターの普及等」と記載されているが、「IHヒーターの普及（＝電化の普及）」を京都府が促進しているように見える。「高効率厨房機器の普及等」と記載すべき。</p> <p>また、32年度までに実現すべき水準が、業務全体で現状比12%効率向上となっているが、何に基づいているのか。</p>	
<p>対策効果の算定にかかる算定で、「電気排出係数を0.282kg-CO₂/kwhで固定している。」との注記（表6の注2）があるが、この値は全電源平均係数であり、対策の効果を評価する方法としては、火力電源の係数を用いて評価することが適切と考える。</p> <p>こういった注記を行うと、この数値が評価方法として唯一との誤解を与えかねない</p>	<p>こういった場合、全電源平均の係数を用いることは標準的と考えますが、ご指摘を踏まえ、表6の欄外において、当該係数は全電源平均のものであることを明記しました。</p>

		ため、「対策効果を評価する方法としては、電気の係数を火力電源係数で算定する方法もある」という文章を加えていただきたい。	
2 施策 群1 の知 恵と 文化 を暮 らし に活 かそ う	施策 群1 の知 恵と 文化 を暮 らし に活 かそ う	家庭での省エネルギー機器の普及とあるが、低炭素なエネルギーへの転換も含めて考えるべきで、“省エネ・省CO ₂ 機器の普及”とすべき。	温室効果ガス排出量の削減のためには、様々な主体において実施可能な取組を総合的に実施する必要があります。 当計画では、省エネの他に、CO ₂ 排出量削減の面で優れている再生可能エネルギーの普及促進を図ることとしています。
		家庭での省エネ・創エネ対策の実施状況に格差がある。ごみの分別の実施状況が各家庭ごとにバラバラ。ごみを出さないという意識を府民全体で共有するための具体的な刺激策の検討が必要	各家庭での対策の実践は目標達成のために重要な要素です。 京都府では、「DO YOU KYOTO?の心をつなぐ」と銘打ち、地域の企業やNPO等と連携した環境教育の取り組みを支援しているほか、エコライフの実践を促進するため、京都エコポイントモデル事業の実施やCO ₂ 排出量の「見える化」を活用した地産地消の推進など様々な取り組みを行っています。
		産業界がCO ₂ 排出量の抑制に力を入れているのに反して、家庭と商店などからの排出量が今だ減っていないというところに問題がある。このための強力な施策が必要。家庭でできる目標を設定すべき。	こうした取り組みがより多くの家庭に浸透できるよう、関係団体と連携してより一層の充実を図っていききたいと考えています。
		地域ぐるみでインターネット環境家計簿への取り組みを定期的実施するのも一策。そういった活動を行っているNPOをきめ細かく広域化し意識を高めるべき。	
		各家庭で節水、節電などの意識を高めるため町内会や学区単位で温室効果ガスの排出量の抑制について話し合い、実践していない家庭は成功事例を見習う雰囲気作りが大切。 温室効果ガス排出量を2030年までに1990年度比40%削減しようとするれば全家庭が一体とならなければ成果はあげられない。	
		エコライフの実践において、家庭の環境行動促進につながるエコポイント事業を実施するとあるが、具体的な事業内容はどの様なものか。事業者にも関わりのある事業内容であるなら、事業者の理解を得て運用すべき。	エコポイント事業につきましては、現在詳細を検討中ですが、平成20年度から実施していた京都エコポイントモデル事業における知見やノウハウ等も活かし、多くの事業者等が参加できる仕組みを創っていききたいと考えています。
		「●家庭での再生可能エネルギー利用 ○再生可能エネルギーの「固定価格買取制度」	固定価格買取制度は、再生可能エネルギーの普及において大きな効果をも

	<p>の充実を国へ働きかけます。」とあるが、固定価格買取制度の何に関して充実を働きかけるのか明確にしないと府民は理解できない。仮に、高値買取を求めるということであれば、買取の原資は電気料金に転嫁され全ての電気使用者が負担するという事も併せて説明すべき。</p>	<p>たらずものと考えています。</p> <p>そのために、消費者が負担する金額が無理のないものであることを前提に、買取対象、買取価格が適切に設定されるべきと考えています。</p>
<p>施策群2 再生可能エネルギーを最大限に活用しよう</p>	<p>再生可能エネルギーの利用について、太陽光・太陽熱、小水力、風力・等が挙げられているが、2020年度までに温室効果ガス25%削減という高い目標を達成するためには、ヒートポンプ技術の積極的な導入が不可欠であることから、再生可能エネルギーに大気熱も含めるべき。</p> <p>京都市街地以外には多くの休耕田がある。他府県に先駆けた将来ビジョンとして『休耕田を最大限活用した菜の花栽培』によるバイオ燃料油（BDF）の活用を目指し、京都版CO₂取引制度と連携し、低炭素社会づくり実現に向け補助金・助成金・交付金等の支援策を構築するよう提案する。</p>	<p>ヒートポンプの取り扱いについては、専門家の意見も伺いながら具体的な取り扱いを定めていきたいと考えています。</p> <p>ご指摘を踏まえ、「バイオマスの普及」において、休耕田等の活用による地域バイオマスエネルギー産業おこしを位置づけました。</p>
	<p>創エネルギー・新エネルギーへの補助金・助成金・交付金・褒賞・奨励金制度の活用の在り方及び環境設備投資に対する税制面での優遇措置・減価償却等の減免措置の制度化の検討を提案する。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
	<p>福島原発事故もあり原発エネルギー政策には反対。近い将来、自然エネルギーにシフトせざる得ないのは目に見えている。まずは、市民にアピールするためにも、公共施設や大きな建物にはソーラーパネルを付けるべき。現在、梅小路公園において建設中の水族館にもソーラーパネルを付けるべき。駅や自転車置き場の屋根など場所は沢山ある。エネルギー問題は早急に推進し実行していかなければならない最大かつ重要な課題である。</p> <p>施策群4の「再生可能エネルギーを最大限に活用しよう」に特に期待している。地域分散型の自給エネルギー導入推進プランを一日も早く市民に公表、説明してもらいたい。</p>	<p>京都府では、再生可能エネルギーの普及を推し進めていくこととしており、7月に京都府再生可能エネルギー戦略会議を設立したところです。</p>
<p>施策群3</p>	<p>「京都版CO₂排出量取引制度」を実施するとあるが、導入に当たっては、制度内容を</p>	<p>京都版CO₂排出量取引制度の導入に当たっては、関係者の理解を十分に</p>

<p>環境産業を発展させよう</p>	<p>明らかにし、中小企業者、特定事業者双方の意見を聞き、事業者の理解を十分に得て実施すべき。また、別途、説明会やパブコメを実施すべき。なお、本制度の検討を行うにあたっては、京都市とも十分に調整いただきたい。</p>	<p>得ることが必要と考えており、改めて説明の機会を持つこととしたいと考えています。</p>
<p>大規模事業者との連携で「京都版CO₂排出量取引制度」の早期実施を期待する。また、本制度の具体的な説明をお願いしたい。</p>		
<p>京都版CO₂排出量取引制度について、排出量削減量の評価の透明性・公平性を確保する方策を検討願いたい。</p>		
<p>総合評価制度に期待します。また、本制度の具体的な説明をお願いしたい。</p>	<p>特定事業者の排出量削減計画書・報告書に対する総合評価制度については、温室効果ガス総排出量の削減や排出原単位の改善等の状況などにより、多様な事業活動をより客観的・公平に評価できる仕組みとすることとしています。</p> <p>また、CO₂排出量削減目標の達成のためには、一般家庭から大規模排出事業者に至るまで、関係する全ての当事者の参加・行動が必要であると考えています。</p>	
<p>府内の温室効果ガスの約1/3を占める大規模排出事業者の対策を推進するとあるが、各事業者ともこれまでの温室効果ガス削減の取り組みにより、これ以上の削減は労力・費用が過大で事業活動に大きな影響を及ぼす上に、震災の影響で経営体力が低下している状況である。ゆえに、総合評価制度等において大規模排出事業者に過度の温室効果ガス削減を求めるべきではない。</p>		
<p>評価方法について、評価は目標に対する温室効果ガス総排出量の達成如何のみで行うのではなく、外的要因（経済活動、天候、震災の影響）や、事業者が総合評価制度導入時に既に行っている取り組みなども考慮し、各事業者の意見を聞きつつ行うべき。</p>	<p>総合評価につきましては、どれだけ温室効果ガス排出量を削減するか（又は、したか）と、事業者としてどのような削減努力をするか（又は、したか）の両面からの評価を考えております。</p> <p>また、評価手法については具体的で透明性の高いものとし、説明会、ホームページ等でお知らせしていきたいと考えております。</p> <p>なお、総合評価制度の対象は主に「特定事業者」ですが、いまのところ特定事業者の定義を拡大する予定はありません。</p>	
<p>事業者排出量削減計画書、報告書の提出及び公表制度と連携して、総合評価制度を実施するとあるが、以下について検討願いたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 評価の透明性・公平性を確保する方策 2) 排出量の絶対値と各種原単位を含む指標の活用 3) 本制度の適用範囲を拡大する可能性について 		
<p>条例に、「特定事業者を対象に排出量削減計画書・同報告書に基づき、対策の進捗状況について様々な角度から評価（総合評価）するとともに、低評価事業者に対し追加削減対策を求める」と規定されているが、環境分野</p>		

<p>の評価のみならず経営全般を含む総合評価と公平性が重要。総合評価（表）の内容について早急に明示して頂きたい。</p>	
<p>大きな省エネにつながる高効率ガスコージェネレーションや高効率ガス空調機器を導入した場合でも、CO₂排出係数を府が指定した全電源係数を用いて計算すると、導入前と比較して増CO₂になる場合があり、事業者の省エネ、省CO₂活動の選択肢を狭めてしまうケースが発生する。</p> <p>省エネ、省CO₂活動の選択肢を狭めることのないよう、「CO₂排出量」の数値のみで一律に「低評価」とはせず、その事業者の対策内容も勘案して総合的に評価するよう要望したい。</p> <p>なお、温対法に基づく報告制度では、事業者の省エネ対策により影響を受ける電源が想定できる場合には、当該電源の排出係数によりCO₂削減量を算出して、それを表記することが認められている。京都府地球温暖化対策推進計画においても、温対法との整合性を保つため、その考え方を踏襲すべき。</p> <p>またその場合は、事業者による省エネ、省CO₂活動の選択肢を狭めることのないよう、その考え方を事業者に周知すべき。</p>	<p>総合評価の具体的手法については、いわゆるマージナル電源の係数を用いて算定したCO₂削減効果も考慮する予定です。</p>
<p>2020年度の産業の伸びについて、第3次産業は成長しているものの、多数の大規模排出事業者が含まれる第2次産業の成長率は低位と想定されている。一方、地球温暖化対策に係る各施策は、大規模排出事業者に負荷を負わす内容であり、東日本大震災の影響を受け対応に苦慮している現状を踏まえると、総合評価制度等において大規模排出事業者に過度の温室効果ガス削減を求めるべきではない。</p>	<p>2次産業全体の成長率は低位と想定していますが、マイナス成長を見込んでいるものではありません。</p> <p>東日本大震災による京都府経済への影響を注視しつつも、温暖化対策に必要な施策の充実を進めていく必要があると考えています。</p>
<p>特定事業者（大規模事業者1,500kL以上）を対象に種々の「努力義務」が「義務化」と規定されたが、特定事業者以外の温室効果ガス排出量750kL以上の中小企業にも、簡易版の排出量削減計画書・同報告書の様式を作成し、努力義務として条例に位置づけるよう</p>	<p>いただいたご意見は今後の京都府地球温暖化対策条例の運用におきまして参考とさせていただきます。</p> <p>なお、同条例では、提出義務がない事業者にあっても計画書等を提出できることと規定されています。</p>

<p>提案する。</p>	
<p>省エネ設備導入支援については、前段として「省エネ診断」の実施が必須であるので、重点的に支援をしていただきたい。</p>	<p>省エネアドバイザー派遣制度については、平成 22 年度においては 56 件のご利用をいただきました。</p>
<p>省エネアドバイザー派遣制度について、企業への PR テーマを「省エネで儲かる企業づくり、ゼロエミで儲かる企業づくり」としてはどうか。現在程度の内容では十分な魅力がない。アドバイザーは原則的に公募制とし、実践的実力者集団に改善すれば、効果は如実に実ると思われる。</p> <p>大災害による暗澹たる時に「企業力の強化」は困難を乗り越える重要布石の一つとなる。</p>	<p>省エネアドバイザーは、エネルギー管理士や技術士の有資格者やエネルギー管理においての実務経験を有するプロフェッショナルであり、今後もこの制度をより一層ご活用いただきたいと考えています。</p>
<p>エネルギー提案強化月間（温室効果ガス削減）を設け「産業部門」・「運輸部門」・「民生業務部門」・「民生家庭部門」・「エネルギー転換部門」・「一般部門」ごとに事業所・府民より幅広く提案を募集し、優秀で実効効果のあるものについては、褒賞・奨励金を付与する制度の構築を提案する。また「京都版 CO₂ 排出量取引制度」と連携し褒賞等のインセンティブを付与し、広報誌・京都府ホームページに掲載して頂き、京都府下全域への温室効果ガス削減の啓蒙・啓発による波及効果が及ぶようにすることを提案する。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきたいと考えます。</p> <p>なお、京都府では、一定以上の CO₂ 排出量削減を達成した事業所をエコ京都 21（京都・環境を守り育てる事業所等）に認定（登録）する制度を運用しているところです。</p> <p>認定（登録）事業者については、取り組み内容を府ホームページで公開しているほか、外部からの問い合わせにも可能な限り対応いただき、知識と経験の普及に協力いただいているところです。</p>
<p>中小企業等のエネルギー効率改善について、今後、中小企業の EMS 推進には工夫が必要。ISO、KES 以外の様々な EMS を取り込む必要がある。</p>	<p>ISO 14001 や KES と同等の効果が期待できる EMS について、条例の規則改正の中で具体的な取り扱いを定めたところです。</p>
<p>事業者を対象とした施策において、省エネ機器だけでなく、省 CO₂ 機器の普及を位置づけるべき。</p>	<p>温室効果ガス排出量の削減のためには、様々な主体において実施可能な取組を総合的に実施する必要があります。</p> <p>当計画では、CO₂ 排出量削減の面で優れている再生可能エネルギーの普及促進を図ることとしています。</p>
<p>グリーン調達を計画に位置づけて欲しい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「産業におけるエネルギーの高効率利用」の欄において、グリーン調達の促進を位置づけました。</p>

	<p>エネルギーの高効率利用に関して、エアコンの室外機からの排風熱を循環させて利用できないものか。ヒートアイランド対策ともなる。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきたいと考えます。</p>
<p>施策群4 自立した持続可能な地域を創ろう</p>	<p>自動車交通に関する対策として、環境省グリーン購入役務認定「エンジン洗淨」を導入しハイブリッド車以外の現走行車に実施することにより、一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素、二酸化炭素、ディーゼル黒煙が大幅に低減できる。</p> <p>環境物品購入に対する対策として、「エンジン洗淨」を率先して公用車に導入し、一般域に広める必要がある。ハイブリッド車、電気自動車の導入、購入の記述はあるが、現走行車の排気ガスを低減させようとする記載がない。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「エコドライブの促進」欄において、使用中車両対策となる「エコ整備」の普及についてを追加しました。</p>
<p>施策群5 森林を守り緑を育てよう</p>	<p>針葉樹林は育つのが早いですが、動物の餌になる実がならない。今年度特に猪、猿が人里に出没し畑を荒らした。他の動物と共生できる環境の育成が求められる。猪、猿、鹿などの餌につながる実をつける広葉樹を植林し、動物の餌を森で確保できる環境を作り育てることが急務である。</p>	<p>CO₂の吸収源として森林資源の確保は今後とも重要であると考えています。</p> <p>京都府では、計画的な間伐の実施により健全な森林整備と育成を促進していくこととしています。</p>
<p>その他</p>	<p>家庭部門の温暖化効果ガス排出量の削減見通しはどうか。</p> <p>私は「家庭よりの排出水汚染負荷の低減」が可能ならばCO₂相当量の大幅削減が実現できると考えている。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきたいと考えます。</p>
<p>3 施策推進の測定指標</p>	<p>選定した指標ごとに「目標水準」を明らかにするとあるが、具体的にはどのように、どの段階で明らかにするのか。事業者・府民に対して明確にすべき内容であり、本計画の中で記載すべきである。</p> <p>「くらしの指標」及び「産業の指標」における高効率給湯器の普及台数には、どのような機器が含まれるのか。</p>	<p>「目標水準」について、本推進計画において明らかにしております。</p> <p>全府域における普及台数の把握が困難なため、高効率給湯器普及台数については指標として採用しないこととしました。</p>
<p>V 地域別施策の</p>	<p>地域力の強化は重要。具体的方策を検討願いたい。</p>	<p>本推進計画では、地域の特徴を整理した上で、地域の持つ力やその特徴を</p>

重点事項		踏まえた温暖化対策施策を市町村と連携の上、講じることとしています。
VI 地球温暖化の影響に対する 適応策の推進	二酸化炭素濃度などは地球規模で変動するものなのだろうが、緑化や打ち水はヒートアイランド軽減において、局所的な効果がある。	今後とも、温暖化に適応したまちづくりやライフスタイルの普及に努めたいと考えています。
	“ゲリラ豪雨”が本当に温暖化やヒートアイランドの影響によるのか、雨量ばかりでなく、気温や風の観測箇所を増やし、研究機関等と協力して、研究してはどうか。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきたいと考えます。
VII 計画の進行管理	10年間の計画期間内における吟味策を明確にすべき。例えば、3年ごとに「PDCAサイクル」等による実施プロセスの見直し等により効果的推進策の練り直しを行うとか、計画を修正することなども考慮すべきではないか。	計画の進行管理においては、PDCAサイクルを用いることとしています。また、推進施策につきましては、目標達成に向けて着実に進んでいけるよう柔軟かつ効果的な施策展開を図ります。